

セントルシアの入国規制措置（5月31日更新）

セントルシア政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今回の改訂の要点は、5月31日からは、ワクチンの完全接種者（規定必要回数の接種終了後、2週間以上経った人）は、自国民、外国人を問わず、14日間の検疫が免除されることです。

1 5歳以上の全ての入国者は、到着5日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。渡航時には、同検査陰性証明書のコピーを印刷して持参すること。18歳以上の全ての入国者は、渡航登録フォーム（オンライン上。渡航が決まり次第早急に登録、PCR検査結果のアップロードが必要）手続きを行う必要がある。また、全ての入国者は、健康検査フォームをダウンロードの上記載し、渡航時には同記載済みフォームを印刷して持参すること。

2 ワクチンを完全接種した渡航者は、検疫措置を免除される。完全接種者とは、それぞれのワクチンの定められた規定回数を接種し、最終回の接種から2週間を経過している者を言う。入国時にはワクチン接種カードを提示する必要がある。

3 旅行圏（Travel Bubble）からの渡航者

※旅行圏：アンティグア・バーブーダ、アンギラ、バルバドス、英領バージン諸島、ケイマン諸島、ドミニカ国、グレナダ、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、タークス・カイコス諸島

旅行圏からの渡航者で、セントルシア到着前の直近21日間、同圏内の国での滞在歴を有する者は、検疫措置から除外される。到着時には体温検査を含めたスクリーニングが課され、症状がある全ての渡航者は隔離・検査される。検査が陽性である全ての渡航者は、呼吸器系病院に搬送され、自己負担により治療を受ける。

4 旅行圏以外からの渡航者

（1）全ての渡航者は、渡航前に新型コロナウイルス認可施設での滞在予約が必要であり、17歳以下の未成年者を同伴する成人入国者は、自身の渡航登録フォームに同未成年者の情報も登録し、渡航許可を事前に得る必要がある。同許可は、電子メールにより送付され、同施設予約あるいは乗船手配、PCR検査結果の審査に基づいて行われる。

（2）到着時には体温検査を含めたスクリーニングが課され、症状がある全ての

渡航者は隔離・検査される。PCR 検査が陽性である全ての渡航者は、呼吸器系病院に搬送され、自己負担により治療を受ける。また、ワクチン完全接種者にはリストバンドが支給される。

（３）ワクチン未接種のホテル宿泊客は、別の新型コロナウイルス認可施設への移動や認可された余暇活動、ツアー、小旅行に参加する場合を除き、滞在期間中は施設内に留まる必要がある。また、新型コロナウイルス認可施設で１４日滞在したワクチン未接種者は、引き続き同関連規則を遵守し同施設に滞在するか、あるいは、より自由な国内活動が可能となる旅行圏からの渡航者用の認可宿泊施設に滞在出来る。

（４）保健省から提供されている、新型コロナウイルス接触者追跡アプリ（７５８ Care Alert APP）を携帯電話にダウンロードすることを推奨する。

５ 自国民および居住者

（１）ワクチン未接種の帰還国民及び居住者は、１４日間の検疫措置が課される。渡航７日以上前には、国の検疫施設、自宅、新型コロナウイルス認可施設のいずれかでの検疫申請を行う必要がある。また、渡航に際しては、渡航許可書を印刷して提示すること。

（２）国の検疫施設での検疫時には、一泊当たり一人部屋２５米ドル、２人部屋４５米ドル、３人部屋６５米ドルが課され、少なくとも９日間の予約を行う必要がある。同検疫施設で検疫中の者は、入国から７日後に PCR 検査が課され、結果（１日～３日以内に判明）を受け取るまでの間、同施設内に留まる必要がある。同陰性結果取得後、自宅の状態が検疫要件と一致している場合には、自宅検疫が許可される。

（３）自宅検疫は、健康状態に問題がある場合、医療目的での渡航の場合及び未成年者を連れて渡航する場合に限り申請することができる。申請には証拠書類が必要となり、自宅が自宅検疫に適しているか事前審査が行われる。自宅検疫が承認された場合、１８歳以上の者は検疫措置として、バイオボタン（１００米ドル）およびトラッキングリストウォッチ（７５米ドル）の購入と装着が必要となる。

６ 海上からの渡航者

海上からの入国に係る情報については、以下の連絡先に確認すること。

IGY Rodney Bay Marina: rmb@igymarinas.com

Port Health at IGY Rodney Bay Marina: porthealthigy marina@gmail.com

Marigot Bay Marina: troy.blanchard@marigotbayresort.com

Port Health at Marigot Bay Marina: porthealth_mbmarina@outlook.com

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントルシア観光局

<https://www.stlucia.org/en/covid-19/>

参考：セントルシア保健省

<https://www.covid19response.lc/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。